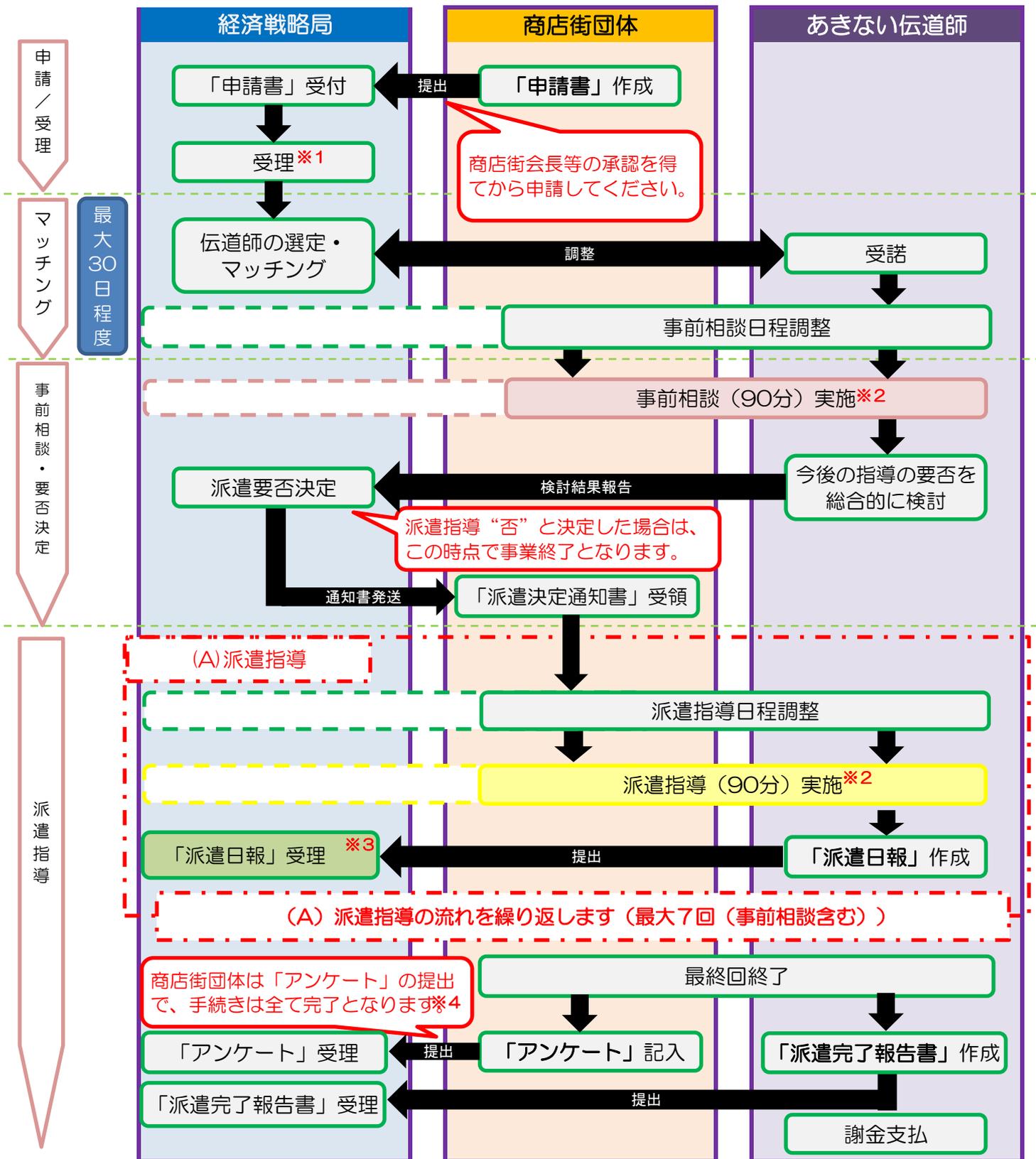


## あきない伝道師による商店街強化学業の流れ



- ※1 : 申請書類に不備等がありましたら、再提出を求める、もしくは受理できない場合があります。
- ※2 : 事前相談・派遣指導に関して、必要に応じて行政関係者が同席する場合があります。
- ※3 : 指導の状況等により本市が必要と認める場合には、派遣指導を中止する場合があります。
- ※4 : アンケートは、最終の派遣指導後、令和7年3月31日(月)までに提出してください。